



支 援
コ 口 ナ

市税の徴収猶予の特例制度があります

伊奈庁舎収納課

☎ 58・2111 (内線2405)

新型コロナウイルス感染症に関わる徴収猶予の特例が制度化されましたので、お知らせします。

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになりました。

◎担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

▼対象となる方①次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響

により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業収入や給与収入などが前年同期に比べておおよそ20%以上減少していること
② 一時に納付または納入を行うことが困難であること
▼対象となる市税①個人市民税、法人市民税、固定資産税などすべての税目
※令和2年2月1日から令和3年1月31日(日)までに納期限が到来するもの
※すでに納期限が過ぎている未



支 援
コ 口 ナ

雇用継続支援事業助成金のお知らせ

谷和原庁舎産業経済課

☎ 58・2111 (内線3102)

国の助成制度を活用し 雇用の維持に10万円

新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者が、国が休業手当、賃金などの一部を助成する「雇用調整助成金」制度を活用し、労働者の雇用維持を図った市内に事業所を有する事業者

に対して10万円を助成します。すでに雇用調整助成金の支給を受けた事業者も対象となります。

▼申請期間①受付中
▼申請方法①産業経済課窓口で配布している申請書類に必要事項を記入の上、産業経済課に提出してください。

納の市税についても、さかのぼって猶予を受けられる場合があります。

▼申請期限①令和2年6月30日(火)または対象税目の納期限のいずれか遅い日までに申請が必要ですが、

※各税目、期別ごとに申請が必要ですが、

▼申請方法①申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を収納課まで提出してください。提出が難しい場合は口頭でお伺いします。

◎なお、申請書は持参のほか郵送、e L T A Xによる提出も可能です。



お 知 ら せ

漏水調査を実施します

谷和原庁舎上下水道課

☎ 58・2111 (内線5308)

市では、貴重な水資源の有効利用を図るとともに、漏水による道路陥没などの二次災害を防止するため、水道管の漏水調査を実施します。

調査期間中は市が委託した調査員が、腕章・身分証明書を常時携帯しながら作業を行います。調査によっては調査員が量水器付近まで立ち入り、作業を



申 請
手 続 き

児童手当現況届の提出を忘れずに

伊奈庁舎こども課

☎ 58・2111 (内線4204・4205)

6月中旬に通知書を郵送

児童手当を受給している方は、毎年6月に受給資格を確認するため、現況届の提出が必要です。6月中旬に郵送いたしますので、6月30日(火)までに郵送にて提出をお願いします(公務員の方は勤務先で申請)。

また、現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を支給することができませんのでご注意ください。

※本市では、新型コロナウイルス



ス感染症拡大防止のため、現況届は原則、郵送にて対応させていただきますことになりました。

▼提出書類①現況届②請求者の健康保険証写し(国民健康保険加入者は不要)

「児童と市外で別居している方」
○監護・生計同一申立書(こども課ホームページに掲載)

○児童の属する世帯全員の住民票謄本(続柄・マイナンバー記載のもの)

「外国籍の方」

・在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し(請求者と児童の分両方)

「出生・転入の方は申請を

出生・転入をした方は、児童手当の手続きが必要です。新型コロナウイルス感染症予防のために手続きが遅れた場合は、特例的に15日以内に認定請求があったものとして取り扱います。